

請求の要旨

[1] 原子力発電所の存在、稼働は、大阪市民のみならず立地先の住民や周辺住民など、夥しい数の人々の暮らしや命を左右します。この「原発」を今後どうするのかという重大な問題を、これまでのように、国と電力会社と立地先自治体の判断のみで決めてしまうのは間違っています。

[2] 関西電力管内の原子力発電所に関し、私たちは、主権者、ユーザー（電力消費者）、電力会社の大株主となっている自治体の住民（大阪市は関電株を8.9%保有する筆頭株主）として、これに関与する責任と権利があります。

[3] その責任を担い権利を行使するために、関西電力管内の原子力発電所の稼働について、主権者である私たちが、互いに議論し意思表示をする重要な機会として市民投票の実施を求め、本条例の制定を請求します。